

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	がん検診推進事業費等	担当部局庁	健康局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度	担当課室	がん対策・健康増進課	がん対策・健康増進課長 木村 博承			
会計区分	一般会計	施策名	IV-3-7 健康づくりを推進する				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	がん対策基本法第13条、第17条、第18条	関係する計画、通知等	「がん対策推進基本計画」 ①「都道府県がん対策推進事業の実施について」 ②「がん検診従事者研修事業の実施について」 ③「平成23年度がん検診推進事業の実施について」 ④「平成23年度がん検診受診促進企業連携事業の実施について」 ⑤「がん臨床試験基盤整備事業」				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がんによる死亡者を減少させることを目標に、がん検診の受診率を向上させること及びがん医療に関する様々な情報収集、分析、発信など、がん対策推進基本計画に掲げる各種目標を達成することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	別添のとおり。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	3,243	9,278	12,572	11,752	16,118
		補正予算	21,611				
		繰越し等	▲ 405	405			
		計	24,449	9,683	12,572	11,752	16,118
	執行額	22,307	9,670	12,160			
	執行率 (%)	91.2	99.9	96.7			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	自治体等に対する補助事業であり、成果目標の設定は困難である。	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	事業実施した都道府県、市区町村、がん診療連携拠点病院、法人数	活動実績 (当初見込み)	件	1795	1779	1756	—
					( - )	( - )	( - )
単位当たりコスト	(円/ )	算出根拠	事業の性質が各々異なるものであるため、単位当たりコストの算出に馴染まない				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	疾病予防対策事業費等補助金	11,622	15,989	日本再生戦略に関する「特別重点要求」(ライフ分野) 11,596			
	社会保障関係情報化業務庁費	119	118				
	委員等旅費	5	5				
	諸謝金	4	4				
	職員旅費	2	2				
	計	11,752	16,118				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	日本国民の死亡原因の第1位であるがんへの対策として、がん検診受診率向上やがん検診の質の向上を図るため、自治体等の取り組みや、がん検診の実施に対して補助を行い、がんの予防や早期発見を促すものとして重要である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	がん対策基本法に掲げられる検診受診率向上や検診の質の向上を全国的に推し進めるため、国として取り組むべき事業である。
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	各補助事業については、事業実施者を公募により選定している。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	本補助金等は事業実施主体へ直接交付しており、委託についても事業を効率的に行うためものとなっている。
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	各事業の実施要綱に定めた事業の範囲で補助を行うこととなっている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本事業の補助金等は、がん検診や検診の普及啓発、検診の精度向上の目的に対し、直接補助金を利用できる。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	本事業の補助金等は、全国ほぼ全ての都道府県及び市区町村等が活用しており、事業趣旨に沿った活動を行っている。
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	事業実績報告書において成果の報告を受け、実績把握に努めているところ。
点検結果	平成22年度予算において、女性特有のがん検診推進事業に係る補助率(10/10→1/2)を見直し、平成23年度限りで「がん検診受診促進企業連携委託事業」を廃止するなど、継続的に予算規模の見直しを図った。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	がん検診推進事業費等については、がん対策基本法に基づく必要な事業であるが、事業の必要性及び執行の観点からは概ね妥当であり、引き続き効率的な執行に努めること。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0304	平成23年行政事業レビュー	0278

※平成23年度実績を記入

厚生労働省

12,160百万円

がん検診受診率向上に資する事業等が、適切に遂行できるよう、交付要綱

【補助】

A 都道府県(43)  
416百万円

B 公益法人・NPO法人(8)  
6百万円

C 市区町村(1,705)  
11,625百万円

都道府県がん対策推進事業、がん検診従事者研修事業の実施

がん検診従事者研修事業

がん検診推進事業の実施

【一般競争入札、随意契約】

【一般競争入札、随意契約】

F 民間団体(12) 95百万円

G 民間団体(4) 36百万円

【委託】

【一般競争入札等】

D 都道府県(3)  
9百万円

E 民間団体等 104百万円

がん検診受診促進企業連携委託事業の実施

がん検診受診率向上企業連携推進事業(連携戦略本部業務)等

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目	A. 東京都		E. (株)電通		
	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	在宅緩和ケア支援センター運営、シンポジウム開催、リーフレット作成等	35	役員費	企業アクション(がん検診普及活動)	91
負担金	大腸がん検診普及啓発	8			
役員費	郵送料、新聞広告料等	5			
需用費	印刷製本費等	2			
その他	会場借料、謝金等	2			
計		52	計		91
B. NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会			F. (株)京王エージェンシー		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
報酬	研修会講師等への謝礼	4	役員費	子宮頸がんワクチンや検診に関する講演会の開催	30
旅費	研修会講師、実行委員の旅費	2			
賃借料	シャーカステン等講習会機材、コピー機借料	1			
その他	印刷製本費等	1			
収入	受講料収入	-5			
計		3	計		30
C. 横浜市			G. 神奈川予防医学協会		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
検診費	乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診費、事務委託費	349	役員費	検診結果のデータ入力	16
委託費	乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診事務委託費	36			
通信運搬費	郵送料	31			
計		416	計		16
D. 石川県			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	受診勧奨への謝礼	1			
印刷製本費	勧奨用チラシ印刷	1			
その他	消耗品費、通信運搬費、旅費等	2			
計		4	計		0

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	都道府県がん対策重点推進事業の実施	52		
2	静岡県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	28		
3	秋田県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	26		
4	鳥取県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	26		
5	広島県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	23		
6	青森県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	22		
7	群馬県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	18		
8	京都府	都道府県がん対策重点推進事業の実施	18		
9	岐阜県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	16		
10	滋賀県	都道府県がん対策重点推進事業の実施	16		

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会	がん検診従事者研修事業の実施	3		
2	(社)神奈川県医師会	がん検診従事者研修事業の実施	0.8		
3	(財)日本対がん協会	がん検診従事者研修事業の実施	0.6		
4	(社)山形県医師会	がん検診従事者研修事業の実施	0.5		
5	(社)茨城県放射線技師会	がん検診従事者研修事業の実施	0.5		
6	(社)秋田県医師会	がん検診従事者研修事業の実施	0.4		
7	(社)大阪府放射線技師会	がん検診従事者研修事業の実施	0.2		
8	(社)日本放射線技師会	がん検診従事者研修事業の実施	0.1		

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	がん検診推進事業の実施	416		
2	名古屋市	がん検診推進事業の実施	253		
3	大阪市	がん検診推進事業の実施	248		
4	川崎市	がん検診推進事業の実施	211		
5	札幌市	がん検診推進事業の実施	207		
6	広島市	がん検診推進事業の実施	197		
7	神戸市	がん検診推進事業の実施	170		
8	福岡市	がん検診推進事業の実施	133		
9	さいたま市	がん検診推進事業の実施	122		
10	京都市	がん検診推進事業の実施	100		

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	石川県	がん検診受診促進企業連携委託事業の実施	4		
2	群馬県	がん検診受診促進企業連携委託事業の実施	3		
3	神奈川県	がん検診受診促進企業連携委託事業の実施	2		

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)電通	がん検診受診率向上企業連携推進事業(連携戦略本部業務)の実施	91	1	72

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)京王エージェンシー	子宮がん予防普及啓発事業	30		
2	(株)三菱総合研究所	がん検診推進サポーター事業	17		
3	都立駒込病院	がん登録支援	14	随意契約	
4	東京厚生年金病院	在宅緩和ケア支援センターの運営	9	随意契約	
5	(株)大和通信社	フリーペーパー製作	8		
6	(株)パナックスジャパン	がん対策普及啓発(講演会)	6	随意契約	
7	(株)フェスタル関東東京営業所	イベント企画・実施(乳がん)	3		
8	(財)東京都保健医療公社東京都がん検診センター	がん検診精度管理評価	2		
9	(株)東急エージェンシー	がん啓発ポスターデザイン	2		
10	(株)千修	5がん検診ポストカードデザイン	1		

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川予防医学協会	がん検診結果のデータ入力	16	随意契約	
2	(株)もしもしホットライン	問い合わせ対応	7	随意契約	
3	(株)イセトー	がん検診無料クーポン券、検診手帳の印刷、封入封緘	7	9	60
3	東洋紙業(株)	がん検診無料クーポン券、検診手帳の印刷、封入封緘	7	8	60

## がん検診推進事業費等

<p><b>事業概要</b></p>	<p>がん検診の受診率向上やがん医療に関する様々な情報発信に資するよう、以下の事業等に対して財政支援を行う。</p> <p>①都道府県がん対策推進事業【補助率】1/2 都道府県がん対策推進計画に基づき、都道府県において、がん検診の受診率向上など、重点的に実施すべき事業に対して補助。</p> <p>②がん検診従事者研修事業【補助率】1/2 乳がん検診に必要なマンモグラフィの読影医、撮影技師に対する研修を行うことにより、見落としの少ない乳がん検診を実施するための研修事業に対して補助</p> <p>③がん検診推進事業【補助率】1/2 市区町村が一定の年齢に達した住民に対し、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の無料クーポン券及び検診手帳を配布することにより、検診受診率の向上を図るための事業に対して補助</p> <p>④がん検診受診促進企業連携委託事業 顧客窓口を持つ企業等と連携を図り、がん検診の受診率向上を図るための事業に対して委託</p> <p>⑤がん臨床試験基盤整備事業【補助率】10/10 研究者主導臨床試験の実施基盤を整備・強化するため、臨床試験のデータ管理等を行う法人に対して補助</p>
<p><b>がん対策基本法</b></p>	<p>第13条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第17条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第18条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>